

日光市監査委員告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項及び第7項の規定に基づき、定例監査及び財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和4年12月26日

日光市監査委員 柴田 明

日光市監査委員 佐藤 裕子

日光市監査委員 川村 寿利

- 1 監査実施期間 令和4年11月9日～令和4年11月22日
- 2 監査の対象 足尾認定こども園、足尾環境学習センター（指定管理者）
- 3 監査の結果 別紙のとおり

令和4年度 定例 監査 結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づく定例監査

3 監査の対象

足尾認定こども園

4 監査の期間

令和4年11月9日～令和4年11月22日

5 監査の着眼点

事務の執行及び経営に係る事業の管理が、経済的、効率的かつ効果的に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年9月末日現在で実施した。

(2) 事前に提出を求めた資料及び関係帳簿を主体として照査し、当日は園長から総括説明を受けたあと、関係職員を交えて質疑応答及び説明を聴取した。

7 監査の結果

(1) 総括

提出された財務に関する関係帳簿、証拠書類はおおむね良好に記録整備されており、所管の事務は適正に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

(1) 現金の取扱いについては、事故を未然に防ぐためにも、複数の職員でのチェックを徹底し、引き続き適正な管理を図られたい。

令和4年度 財政援助団体等監査結果

1 監査の基準

この監査は、日光市監査基準（令和2年日光市監査委員訓令第1号）に準拠して実施した。

2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

3 監査の対象	指定管理施設	足尾環境学習センター
	指定管理者	特定非営利活動法人 足尾に緑を育てる会
	所管課	足尾観光課

4 監査の期間 令和4年11月9日～令和4年11月22日

5 監査の着眼点

指定管理に係る出納その他の事務が、指定管理者制度の目的に沿い適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

6 監査の実施内容

(1) 令和4年度事務事業について、令和4年9月末日現在で実施した。

(2) あらかじめ提出を求めた監査資料、関係帳票及び証ひょう類等を主体として照査するとともに、指定管理者の関係職員及び所管課職員から事務事業の執行について説明を受け、質疑等を行った。また、現地調査を行った。

7 監査の結果

(1) 総括

当該指定管理者の事業運営については、施設の目的に沿ったものであり、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

(2) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

8 意見及び要望

今回の監査における意見及び要望は次のとおりである。

【指定管理者（特定非営利活動法人足尾に緑を育てる会）】

(1) 近代化の歴史や環境問題を考える教育・観光施設として、足尾銅山等の点在する産業遺産や植樹体験と連携し、小中学校等の団体利用者増に努められたい。

【所管課（足尾観光課）】

(1) 障がい者駐車場への進入路において案内表示が不足しているため、進行方向がわかりづらい状況である。初めての来場者が戸惑わないように案内の表示方法や表示箇所について検討されたい。